KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN KEISEN

概要版

桂川町第７期高齢者福祉計画

みんなが元気！　誰もが笑顔！
自立と支えあいでつくるほほえみのまち　“けいせん”

平成３０年３月
桂　川　町

計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成 37 年（2025 年）にはいわゆる団塊世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となり、また、平成 52 年（2040 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となるなど、人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

本町では、こうした高齢者を取り巻く状況のなかで、「桂川町第６期高齢者福祉計画」に基づき、高齢者福祉の増進のためのさまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、本町でも人口の高齢化は進展しており、平成 27 年度の国勢調査では、人口に占める 65 歳以上の割合を示す高齢化率は 30.1％となっており、今後も高齢化率は増加して、平成 37 年（2025 年）の高齢化率は 37.0％を超えることが見込まれています。

今後も高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らせる桂川町を実現していくためには、地域の社会資源が限られるなかで、今後、第６期高齢者福祉計画で構築をめざしていくこととした「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させるべく、住民やさまざまな団体・事業者などの関係者が連携し、計画的に取り組みを進めることが必要です。

このような観点から、本町の高齢者が可能な限り住み慣れたこの地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、新たな「桂川町第７期高齢者福祉計画」を策定します。

2025 年の地域包括ケアシステムの姿

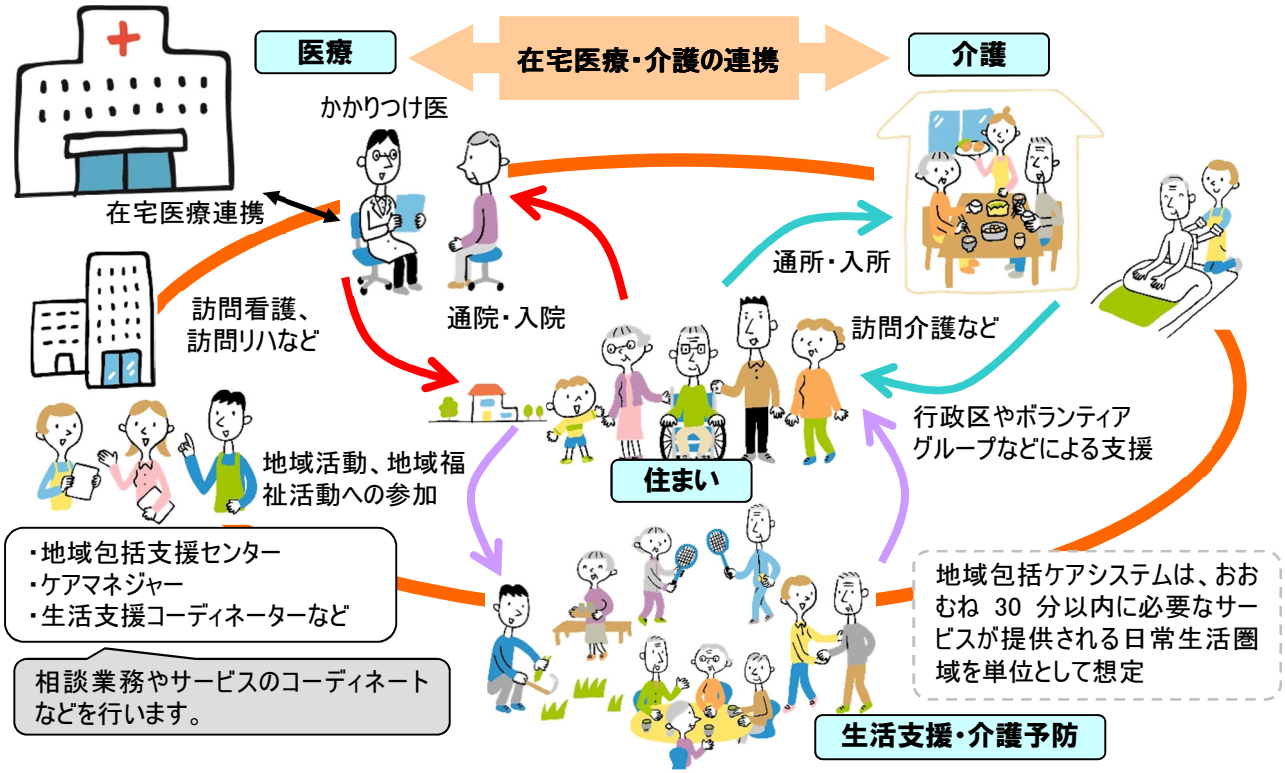

計画の法的な位置づけ

本計画は、高齢者の福祉に関わる総合的な計画として、高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標等を定めるものであり、法的には、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法等の趣旨を踏まえた実質的な「桂川町介護保険事業計画」を一体として作成するものです。

計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据えながら、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの３年間計画として策定します。

人口構成の状況

桂川町の総人口は、平成 2 年に 14,182 人であったものが、平成 12 年には 14,760 人となりましたが、その後減少に転じ、平成 27 年には 13,496 人となりました。

年少人口（0～14 歳）は、総人口に占める割合でみると、平成 2 年に 19.9%であったものが、平成 27 年には 12.8%に減少し、生産年齢人口（15～64 歳）についても平成 2 年の 63.5%から平成 27 年には 57.1%に減少しました。逆に、老年人口（65 歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成２年には 16.6%であったものが、平成 27 年には 30.1%に増加しました。

桂川町では、少子高齢化が進行しています。

《年齢 3 区分別人口構成の推移》

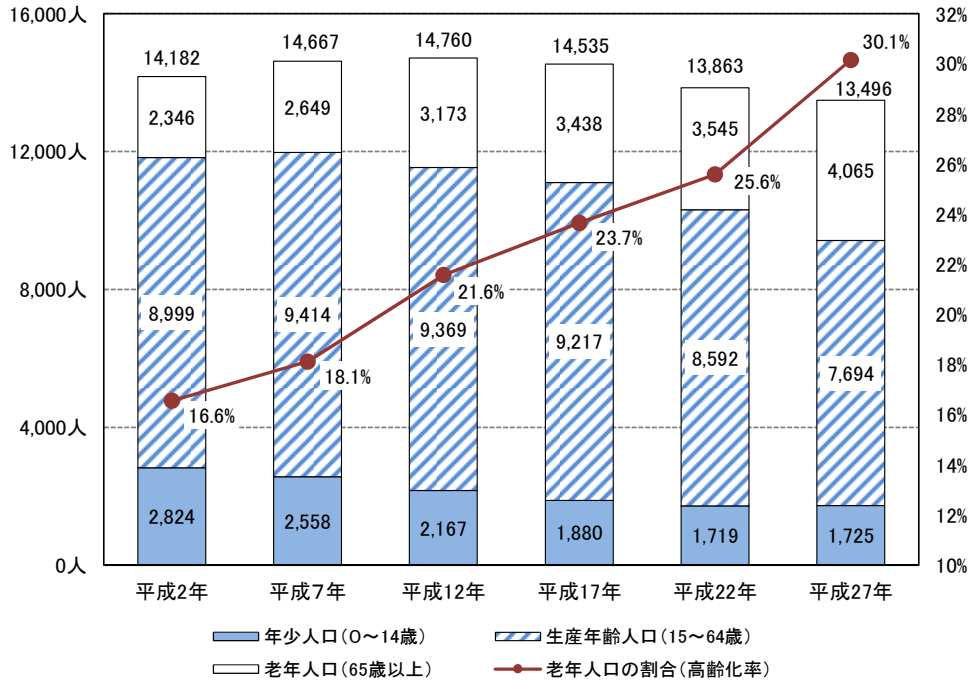

資料：国勢調査

高齢者の状況

第７期計画期間（平成 30 年度～平成 32 年度）においては、第６期計画期間中に比べると前期高齢者人口の増加傾向がゆるやかになると推計されています。一方、「団塊の世代」の高齢化が進むこともあり、要支援・要介護認定者数の増加が予測されます。その結果、第６期計画期間中では減少傾向にあった要支援・要介護認定率が、増加に転じることが予測され、平成 32 年度には、第６期計画期間当初のレベルである 21.3%に達すると推計されます。

《高齢者人口／要支援・要介護認定者数と認定率の推計》

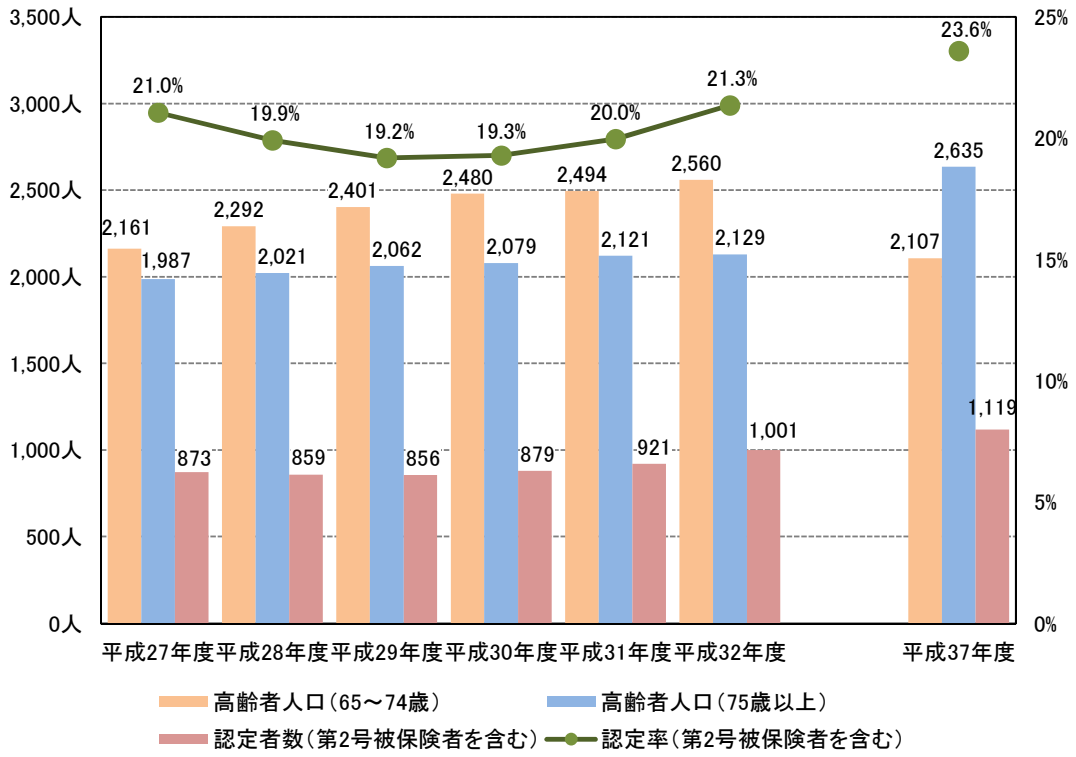

資料：福岡県介護保険広域連合

基本理念

みんなが元気！　誰もが笑顔！

自立と支えあいでつくるほほえみのまち　“けいせん”

施策の体系

基本目標 1　地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センター運営の充実

① 総合相談機能の充実
② 権利擁護業務の充実
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実
④ 介護予防ケアマネジメントの充実
⑤ 地域ケア会議の充実

2 在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護サービス資源の把握
② 在宅医療･介護連携の課題の抽出と対応策の検討
③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
⑥ 在宅医療・介護関係者の研修
⑦ 地域住民への普及啓発
⑧ 二次保健医療圏内・関係市との連携

3 認知症ケア体制の整備

① 認知症初期集中支援チームによる支援
② 認知症地域支援推進員の配置
③ 認知症サポーターの養成
④ 認知症カフェの開設支援
⑤ 認知症に対する正しい理解の促進

4 生活支援体制の整備

① 生活支援コーディネーターの配置
② 協議体の設置と機能の充実

基本目標 2　健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

① 健康づくりに関する取り組みの推進
② 各種健(検)診の受診勧奨
③ 社会体育事業との連携

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

① 訪問型サービス（訪問介護）
② 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
③ 訪問型サービスB（住民主体による訪問型サービス）
④ 訪問型サービスC（短期集中予防による訪問型サービス）
⑤ 訪問型サービスD（移動支援）
⑥ 通所型サービス（通所介護）
⑦ 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
⑧ 通所型サービスB（住民主体による通所型サービス）
⑨ 通所型サービスC（短期集中予防のための通所型サービス）
⑩ その他の生活支援サービス

3 一般介護予防事業の充実

① 介護予防把握事業
② 介護予防普及啓発事業
③ 地域リハビリテーション活動支援事業
④ 一般介護予防事業評価事業

基本目標 3 自立と安心につながる支援の充実

1 社会参加の推進

① 老人クラブ活動支援事業
② 生涯学習（ことぶき大学）の推進
③ シルバー人材センター支援事業
④ 敬老会開催助成事業
⑤ 長寿祝金支給事業

2 在宅生活の継続支援

① 食の自立支援事業
（配食サービス事業）
② 在宅介護支援事業
③ 在宅寝たきり老人等介護手当給付事業
④ 訪問理美容サービス事業
⑤ 緊急通報システム事業
⑥ 福祉電話貸与事業
⑦ 見守りネットふくおか
⑧ 避難行動要支援者に対する
支援体制の充実
⑨ 福祉バス、買物・通院バスの運行
⑩ 生活支援ボランティアの育成や
活動の支援
⑪ 福祉部による高齢者サロンなどに
対する支援
⑫ 家族介護者への支援

3 生活環境の整備

① 高齢者等住宅改造費補助事業
② 養護老人ホーム施設入所措置事業
③ サービス付き高齢者向け住宅などの
適切な利用促進
④ 町営住宅のバリアフリー化の推進

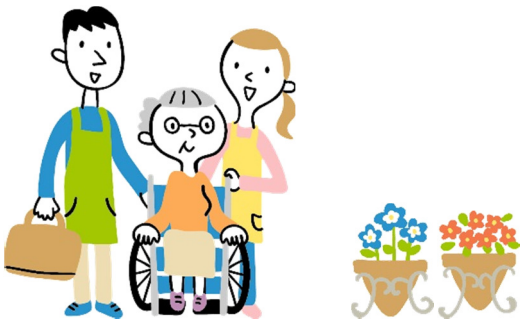

基本目標 4 介護保険給付事業の適正化

1 居宅介護（介護予防）サービス

① 訪問介護
② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
③ 介護予防訪問看護・訪問看護
④ 介護予防訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーション
⑤ 介護予防居宅療養管理指導
居宅療養管理指導
⑥ 通所介護
⑦ 介護予防通所リハビリテーション
通所リハビリテーション
⑧ 介護予防短期入所生活介護
短期入所生活介護
⑨ 介護予防短期入所療養介護
短期入所療養介護
⑩ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
⑪ 特定介護予防福祉用具購入
特定福祉用具購入
⑫ 介護予防住宅改修・住宅改修
⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設入居者生活介護
⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

2 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
② 夜間対応型訪問介護
③ 介護予防認知症対応型通所介護
認知症対応型通所介護
④ 介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護
⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護
（地域密着型特別養護老人ホーム）
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護
（複合型サービス）
⑨ 地域密着型通所介護

3 施設介護サービス

① 介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）
② 介護老人保健施設（老人保健施設）
③ 介護療養型医療施設（療養病床等）

第１号被保険者の介護保険料

福岡県介護保険広域連合が策定する第７期介護保険事業計画に基づき、桂川町についての介護保険料を整理します。
なお、桂川町のこれまでの介護保険料に関する推移*は以下に示す通りです。

《 広域連合内グループ別保険料の推移 》

第2期（平成17年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成13年度～平成15年度）①	高齢者人口合計（人）（平成13年度～平成15年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	14/60	3,056,897,466	10,020	305,080	65,712円（月額5,476円）

（Aグループ　1位～14位　　Bグループ　15位～45位　　Cグループ　　46位～60位）

第3期（平成18年度～平成20年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成14年度～平成16年度）①	高齢者人口合計（人）（平成14年度～平成16年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/43	3,404,147,207	10,160	335,054	77,472円（月額6,456円）

（Aグループ　1位～9位　　Bグループ　10位～33位　　Cグループ　　34位～43位）

第4期（平成21年度～平成23年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成18年度～平成19年度）①	高齢者人口合計（人）（平成18年度～平成19年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/39	2,441,078,143	6,963	350,579	75,300円（月額6,275円）

（Aグループ　1位～8位　　Bグループ　9位～27位　　Cグループ　　28位～39位）

第5期（平成24年度～平成26年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成21年度～平成22年度）①	高齢者人口合計（人）（平成21年度～平成22年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
A	7/33	2,516,910,357	7,015	358,790	79,072円（月額6,589円）

（Aグループ　1位～8位　　Bグループ　9位～25位　　Cグループ　　26位～33位）

第6期（平成27年度～平成29年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成24年度～平成25年度）①	高齢者人口合計（人）（平成24年度～平成25年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
B	10/33	2,649,515,477	7,641	346,750	66,535円（月額5,545円）

（Aグループ　1位～8位　　Bグループ　9位～25位　　Cグループ　　26位～33位）

第7期（平成30年度～平成32年度）

グループ	構成市町村別順位	介護給付費合計（円）（平成27年度～平成28年度）①	高齢者人口合計（人）（平成27年度～平成28年度）②	高齢者一人当たり給付費（円）①÷②	保険料基準年額（月額）＝年額÷12 ※1円未満四捨五入
B	13/33	2,841,551,840	8,662	328,048	74,361円（月額6,197円）

（Aグループ　1位～8位　　Bグループ　9位～25位　　Cグループ　　26位～33位）

＊ 福岡県介護保険広域連合では、設立当初は全ての構成市町村で同一の保険料としていましたが、平成 13～15 年度３か年の実績における「高齢者一人当たり給付費」（介護保険給付費実績額を高齢者人口で除した額）について構成市町村間で 2.5 倍の格差が発生し、給付と負担の関係から不公平感が生じたことや、市町村合併により構成市町村の脱退等が進んだことなどを踏まえ、平成 17 年度に第２期計画の改定を実施し、構成市町村ごとの「高齢者一人当たり給付費」が高額な順に、Ａ、Ｂ、Ｃの３グループに分けるグループ別保険料を導入しました。また、その後の計画策定においても、同様に格差が発生しているため、グループ別保険料を継続しています。

65 歳以上の方（第 1 被保険者）のグループ別保険料

グループ別保険料とは、広域連合の構成市町村を３グループに分け、給付の状況に応じた保険料を設定するものであり、平成 17 年度から導入してきました。平成 30～32 年度についても、このグループ別保険料を継続し、構成市町村の給付水準が高いほうから順にＡ、Ｂ、Ｃの３グループに分け、グループごとに介護保険事業の収支がまかなえる保険料を設定しています。

《平成 30 年度から平成 32 年度の介護保険料》

所得段階	対象者		平成30～32年度の保険料年額（月額目安）			
			基準額に乗じる割合	Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1段階	本人及び世帯員全員が市町村民税非課税	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円以下の方	0.50	48,287円 (4,024円)	37,181円 (3,098円)	31,548円 (2,629円)
第2段階		公的年金等収入額と合計所得金額等(※1)の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	72,431円 (6,036円)	55,771円 (4,648円)	47,322円 (3,944円)
第3段階		〃　の合計額が120万円を超える方	0.75	72,431円 (6,036円)	55,771円 (4,648円)	47,322円 (3,944円)
第4段階	本人が市町村民税非課税だが世帯の中に市町村民税課税者がいる	〃　の合計額が80万円以下の方	0.90	86,917円 (7,243円)	66,925円 (5,577円)	56,786円 (4,732円)
第5段階		〃　の合計額が80万円を超える方	（基準額） 1.00	96,574円 (8,048円)	74,361円 (6,197円)	63,096円 (5,258円)
第6段階	本人が市町村民税課税	合計所得金額から特別控除額(※2)を引いた額が120万円未満の方	1.20	115,889円 (9,657円)	89,233円 (7,436円)	75,715円 (6,310円)
第7段階		〃　を引いた額が120万円以上200万円未満の方	1.35	130,375円 (10,865円)	100,387円 (8,366円)	85,180円 (7,098円)
第8段階		〃　を引いた額が200万円以上300万円未満の方	1.60	154,518円 (12,877円)	118,978円 (9,915円)	100,954円 (8,413円)
第9段階		〃　を引いた額が300万円以上320万円未満の方	1.65	159,347円 (13,279円)	122,696円 (10,225円)	104,108円 (8,676円)
第10段階		〃　を引いた額が320万円以上340万円未満の方	1.70	164,176円 (13,681円)	126,414円 (10,535円)	107,263円 (8,939円)
第11段階		〃　を引いた額が340万円以上360万円未満の方	1.75	169,005円 (14,084円)	130,132円 (10,844円)	110,418円 (9,202円)
第12段階		〃　を引いた額が360万円以上380万円未満の方	1.80	173,833円 (14,486円)	133,850円 (11,154円)	113,573円 (9,464円)
第13段階		〃　を引いた額が380万円以上400万円未満の方	1.85	178,662円 (14,889円)	137,568円 (11,464円)	116,728円 (9,727円)
第14段階		〃　を引いた額が400万円以上420万円未満の方	1.90	183,491円 (15,291円)	141,286円 (11,774円)	119,882円 (9,990円)
第15段階		〃　を引いた額が420万円以上440万円未満の方	1.95	188,319円 (15,693円)	145,004円 (12,084円)	123,037円 (10,253円)
第16段階		〃　を引いた額が440万円以上460万円未満の方	2.00	193,148円 (16,096円)	148,722円 (12,394円)	126,192円 (10,516円)
第17段階		〃　を引いた額が460万円以上480万円未満の方	2.05	197,977円 (16,498円)	152,440円 (12,703円)	129,347円 (10,779円)
第18段階		〃　を引いた額が480万円以上500万円未満の方	2.10	202,805円 (16,900円)	156,158円 (13,013円)	132,502円 (11,042円)
第19段階		〃　を引いた額が500万円以上520万円未満の方	2.15	207,634円 (17,303円)	159,876円 (13,323円)	135,656円 (11,305円)
第20段階		〃　を引いた額が520万円以上540万円未満の方	2.20	212,463円 (17,705円)	163,594円 (13,633円)	138,811円 (11,568円)
第21段階		〃　を引いた額が540万円以上560万円未満の方	2.25	217,292円 (18,108円)	167,312円 (13,943円)	141,966円 (11,831円)
第22段階		〃　を引いた額が560万円以上580万円未満の方	2.30	222,120円 (18,510円)	171,030円 (14,253円)	145,121円 (12,093円)
第23段階		〃　を引いた額が580万円以上600万円未満の方	2.35	226,949円 (18,912円)	174,748円 (14,562円)	148,276円 (12,356円)
第24段階		〃　を引いた額が600万円以上800万円未満の方	2.40	231,778円 (19,315円)	178,466円 (14,872円)	151,430円 (12,619円)
第25段階		〃　を引いた額が800万円以上の方	2.50	241,435円 (20,120円)	185,903円 (15,492円)	157,740円 (13,145円)

■介護保険料は年額で決定します。月額保険料は年額保険料を 12 月で割ったものを 1 円未満で四捨五入しています。
(※1) 合計所得金額等：合計所得金額－特別控除額(※2)－年金所得額　　（注）この金額が０円以下の場合は０円とみなします。
(※2) 特別控除額：長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと。

桂川町第７期高齢者福祉計画　概要版

王塚古墳 UZUKA KOFUN

発 行 年 月　平成 30 年 3 月
編集・発行　桂川町 健康福祉課
高齢者・女性係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居３６１番地
TEL：0948-65-0001　FAX：0948-65-0078
E-mail：koreisha-josei@town.keisen.fukuoka.jp